

さいしん

第 35 号

2010年10月11日発行

袴田巖さんの再審を求める会 会報

年間会費：3000円／郵便振替口座番号：00120-3-410592／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

ゆうちょ銀行〇一九店 当座 019-0410592／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-2-13 三崎信愛ビル502号

FAX：03-3238-0797

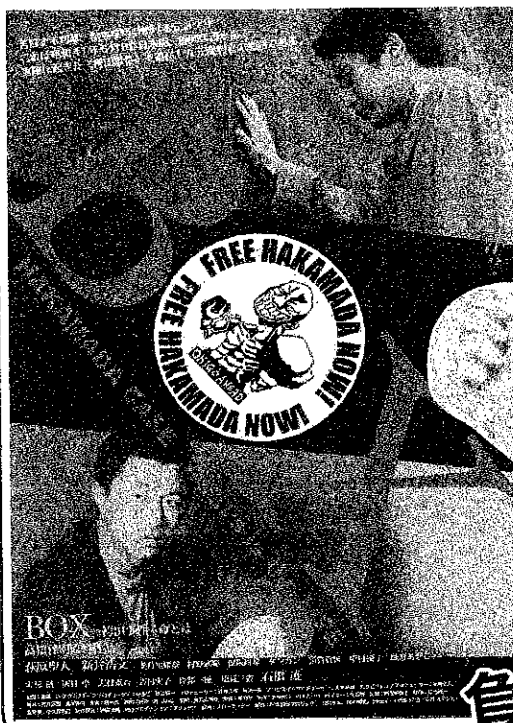
ホームページアドレス：<http://hakamada-saishin.org/>

E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

●2010/9/13

第4回三者協議で検察がようやく

未提出証拠の一部を開示!!



負けられない戦いは続く!

※『BOX 袴田事件 命とは』を上映します。2010年11月20日(土)13時から「9条フェスタ2010」内にて。
場所：大田区産業プラザPiO3階 特別会議室 <http://9jyoufesta.sakura.ne.jp/festa2010/>
「9条フェスタ2010」1日フリーパスチケット前売券：500円、当日券：700円、小中学生：100円 FAXでのお申し込みは 03-3442-2381

Contents

○弁護団レポート	「第4回三者協議で検察が漸く未提出証拠の一部を開示」他	福田	2
○ニュース	「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ニュース		
	★牧野会長が袴田さんと面会★議連役員が千葉法相に2回目の申入れ他	福田	5
○資料	袴田巖死刑囚に対する死刑執行停止を求める 要望書	袴田巖死刑囚救援議連	6
○報告	巖さんの「認知症の疑い」について	石井	8
○資料	新聞記事集		9
○報告	救援会が静岡地裁に署名提出	福田	13
○報告	面会報告	福田	16
○オピニオン	冤罪根絶には全面証拠開示が不可欠だ	福田	17
○報告	真闘ジム興行でアピールしました。	校條	18
○報告	富山冤罪国賠裁判 傍聴	荒井	18
○映画紹介	『ショージとタカオ』	福田	19
○メッセージ	会報をお読みの皆様からのメッセージを紹介します。	求める会事務局	20
○活動報告	活動日誌、活動予定、編集後記	求める会事務局	20



弁護団レポート



★第4回三者協議で検察が

漸く未提出証拠の一部を開示★

共同代表・福田勇人

第4回三者協議が、9月13日(月)午前11時から静岡地裁で行われ、9月6日(月)に静岡地検の林享男検事から静岡地裁に提出された意見書によって任意に開示されることが分った未提出証拠7種29点のコピーが弁護団に提出されました。

午後0時30分過ぎからは、多くの報道関係者が詰めかける中、静岡県弁護士会で記者会見が行われ、今回開示された証拠や弁護団が9月3日と13日に新たに行なった証拠開示請求など、三者協議の内容について弁護団から説明がありました。

それによると開示された未提出証拠の内訳は、味噌工場の仕込み状況などに関する捜査報告書類、「5点の衣類」の鉄紺色ズボンの製造・販売元関係者らの供述調書、事件発生4日後に行なわれた家宅捜索時に撮影された写真などです(詳細は次ページ参照)。

また、検察側からは、昭和42年9月12日に行なわれた袴田さんの実家の家宅捜索時に「5点の衣類」の鉄紺色ズボンの共布とともに押収した袴田さんのベルトに関して、長さを測定する検証の実施を求める上申書が提出されました。これには、事件当時の袴田さんのウエストサイズを特定し、当時袴田さんは鉄紺色ズボンを十分はけたということを立証する狙いがあるようです。

弁護団は「今回の開示が即再審開始につながるものではない」としながらも、開示された捜査報告書の一つには「5点の衣類」が発見された当日に各衣類を写したカラー写真も添付されており、弁護団がこれまで展開してきた「5点の衣類」の捏造主張を裏付ける証拠になる可能性もあるため、「一歩前進」と評価しました。

「袴田事件」の再審請求審では、第1次再審請

求審で弁護団からの申立てを受けた裁判所が、本来提出されているべき証拠書類の取寄せ決定を行い、それが検察から提出されたことはありませんが、検察が任意に未提出証拠の開示を行なったのは今回が初めてのことで画期的です。

とはいえ、今回開示された証拠は弁護団がこれまで開示請求してきた証拠のほんの一部に過ぎません。検察は袴田さんの無実を示す重要な証拠を依然隠し続けています。今後弁護団は早急に各開示証拠の詳細な検討に入り、次回12月6日(月)の第5回三者協議までに捏造に関する補充書を提出する予定で、まだ開示されていない証拠の全面開示についても引き続き検察に要求していくとのことです。

徳島ラジオ商殺し事件や松山事件など過去に起きた著名な冤罪事件では証拠開示を突破口にして再審・無罪判決を勝ち取っています。袴田事件もこれに倣い、袴田さんを早期に解放しなければなりません! ■



三者協議終了後に記者会見する弁護団

検察官開示証拠リスト

No.	作成日	表題	作成者	関連証拠等
1	平成22年7月13日	捜査関係事項の照会について(回答)	静岡市消防局局长	裏木戸
2	昭和42年9月6日	捜査報告書	司法警察員	鉄紺色ズボン
3	昭和42年9月16日	捜査報告書	司法警察員	鉄紺色ズボン
4	昭和42年9月18日	供述調書	司法警察員	鉄紺色ズボン
5	昭和42年9月20日	供述調書	司法警察員	鉄紺色ズボン
6	昭和42年9月18日	供述調書	司法警察員	鉄紺色ズボン
7	昭和42年9月20日	供述調書	司法警察員	鉄紺色ズボン
8	昭和42年9月14日	供述調書	司法警察員	鉄紺色ズボン
9	昭和42年9月10日	捜査報告書	司法警察員	白シャツ・ステテコ
10	昭和42年9月10日	捜査報告書	司法警察員	白シャツ・ステテコ
11	昭和42年9月19日	捜査報告書	司法警察員	スポーツシャツ
12	昭和42年10月20日	捜査報告書	司法警察員	スポーツシャツ
13	昭和43年2月5日	捜査報告書	司法警察員	5点の衣類
14	昭和42年9月2日	供述調書	司法警察員	5点の衣類
15	昭和42年9月8日	供述調書	司法警察員	5点の衣類
16	昭和42年9月13日	供述調書	司法警察員	スポーツシャツ
17	昭和42年9月18日	供述調書	司法巡査	スポーツシャツ
18	昭和42年9月18日	捜査報告書	司法警察員	マッチ
19	昭和42年9月10日	捜索差押許可状請求書	司法警察員	共布
20	昭和42年9月10日	捜索差押許可状請求書	司法警察員	ベルト
21	昭和42年9月10日	捜査報告書	司法警察員	ベルト
22	昭和42年9月11日	捜索差押調書	司法警察員	ベルト
23	昭和42年9月10日	報告書	司法警察員	味噌仕込み状況
24	昭和42年9月10日	報告書	司法警察員	味噌仕込み状況
25	昭和42年9月10日	報告書	司法警察員	味噌仕込み状況
26	昭和42年9月10日	報告書	司法警察員	味噌仕込み状況
27	昭和41年7月4日	捜査報告書	司法警察員	作業着上着
28	昭和41年7月4日	捜査報告書	司法警察員	5点の衣類
29	昭和41年7月4日	家宅捜索時の写真(18枚)		5点の衣類

※ No.1～22は、平成21年6月2日付「証拠開示命令申立書」に関連する証拠。

※ No.23～29は、平成22年5月28日付「証拠開示命令申立書2」に関連する証拠。



★弁護団合宿会議
開催★

8月29日(日)と30日(月)の2日間、静岡県伊豆の国市で弁護団合宿会議が開催され、西嶋弁護団長はじめ11人の弁護士と、再審請求人の袴田秀子さん、救援会支援者らが参加しました。会議では、再審事件をめぐる最近の判例分析や、9月13日(月)に静岡地裁で行われた第4回三者協議に向けた対応、新たな証拠開示請求、再審請求理由補充書などについて議論され、現在清水救援会が実施している新たな味噌漬け実験の経過報告も行なわれました。

『BOX 袴田事件 命とは』が公開され、救援議連も設立されて袴田巖さんの支援運動が盛り上がりを見せている中で、弁護団も何とか重い再審の扉を開かせようと支援者と連携を密にしながら奮闘しています!■



活発な議論が交わされた弁護団合宿会議



味噌漬け実験の経過を確認する弁護団



★映画館で
支援アピール★

今年5月29日から東京を皮切りに公開された映画『BOX 袴田事件 命とは』が、7月31日(土)からいよいよ地元静岡県の浜松市・静岡市・清水町の3館で公開され、静岡市のシネギャラリーでは公開初日に小川央弁護士が会場で挨拶し、袴田事件への支援を呼びかけました。

また、埼玉県の深谷シネマでは公開最終日の9月18日(土)、13:30上映回終了後に戸館弁護士によるトークイベントが行なわれ、映画を鑑賞した観客に袴田事件の概要や裁判の状況などを解説しました。■



静岡シネギャラリーでアピールする小川央弁護士





「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ニュース

共同代表・福田勇人

★牧野会長が袴田さんと面会★

残暑厳しい8月24日(火)午後2時過ぎ、袴田巖死刑囚救援議員連盟の牧野聖修会長(民主党衆院議員)が袴田秀子さんと共に東京拘置所を訪れ、10階面会室で約25分間袴田巖さんと面会することができました!

今年4月の議連設立総会時に、私たち支援団体は議連に対し袴田さんと東京拘置所で面会して袴田さんの現状を確認するよう要望し、それを受けて議連も法務省に対して牧野会長ら役員による袴田さんとの面会を許可するよう申し入れてきました。

その後の法務省との交渉を経て、議連メンバー1名に限り面会を許可するとの回答があったため、この日牧野会長の面会が実現したのです。国会議員が袴田さんと面会したのは、2003年3月10日の保坂展人衆院議員以来2度目のことです。

牧野会長と秀子さんは面会終了後、拘置所の担当医から袴田さんの病状について、「昨年3月に袴田さんが自分の便を食べるなどの行動が見られ、認知症を発症している可能性が高い」などと説明を受けました。

午後6時前から衆院第一議員会館第2会議室で行われた記者会見で牧野会長は面会時の袴田さんについて、「外見的には健康そうで、穏やかな顔つきだった。元気でいたことを確認した」とし



面会終了後拘置所近くで報道陣の質問に答える牧野会長と秀子さん

ながらも、「会話はまったく噛み合わず、自分がどういう立場にあるのか理解できていない」「心神喪失状態にあるという確信を得た」と報告しました。

★議連役員が千葉法相に2回目の申入れ★

牧野会長が袴田さんと面会した8月24日午後5時からには牧野会長・漆原良夫代表世話人(公明党衆院議員)・鈴木宗男事務局長(新党大地衆院議員)が今年5月7日に続き、法務省で千葉景子法務大臣と面会し、「袴田巖死刑囚に対する死刑執行停止を求める要望書」(次ページ参照)を提出しました。

記者会見で牧野会長は、前回の申入れ時に千葉大臣が「前向きに検討する」と発言したことを指摘した上で「千葉大臣の在任中に死刑の執行停止を決断するよう再度強く申入れた」と述べました。これに対し千葉大臣は「私のときにきちんと精査し必ずやります(適否を判断します)」と答えたそうです。

記者会見に同席した弁護団の西嶋勝彦団長は、「もし千葉大臣が死刑執行停止を決断することになれば、袴田さんを死刑執行のために拘置しておく理由がなくなるのではないかと述べ、拘置の執行停止についても弁護団で検討していく方針を明らかにしました。

しかし、9月14日の民主党代表選後の内閣改造に伴い辞職した千葉大臣が刑訴法479条に基づき袴田さんの死刑執行停止を命令したとの連絡・報道は残念ながら全くありませんでした。政界引退を表明していた千葉大臣が政治家としてのキャリアを終えるにあたって、自らの信条と、「政治主導」を掲げる民主党の政治理念に基づき袴田さんの死刑執行停止を決断することを期待していましたが、それも叶いませんでした。

2010. 8. 24

千葉景子法務大臣殿

袴田巖死刑囚救援議員連盟

会長 牧野 聖修

袴田巖死刑囚に対する死刑執行停止を求める 要望書

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、袴田巖死刑囚は 40 年に及ぶ拘禁生活を余儀なくされております。死刑判決後 30 余年死と隣り合わせの生活は、袴田氏を極度の心神喪失状態に落としこめております。本人の年齢、健康状態を勘案し、人道上の見地からも死刑の執行停止を即刻決定し、一刻も早い入院措置を実施すべきであります。

袴田事件は、いわゆる冤罪事件として大きな社会問題となっております。国会における与野党国会議員 60 余名からなる議員連盟の設立は、同問題に対する国民世論の注目度を示しているものであります。

今日まで度重なる再審請求が弁護団から求められていること。裁判の過程における様々な疑問は未だに解決をしえないこと。検察は未提出の証拠の全面開示を未だに行っていないこと。など多くの疑問が明らかとなっております。

すなわち同事件は、我が国の死刑制度の根幹を揺るがす重大な事案であることはもとより、司法制度の信頼が失墜しかねない状況にたち至っているのであります。

よって、標記の通り袴田死刑囚に対して刑事訴訟法第 479 条第 1 項による死刑執行の執行停止を法務大臣の職責に照らし直ちに指揮すべきであります。

以上袴田死刑囚救援議員連盟の総意をもって要望するものであります。

謹白

なお、議連によると、今回の内閣改造で就任した柳田総法務大臣に対しても、早急に同様の申入れを行なう予定にしているとのこと。



千葉大臣に死刑の執行停止命令を迫る牧野会長
(牧野議員の HP より)

※牧野議員の HP → <http://www.seishu.org/>

(以下は牧野聖修会長の HP からの引用)

袴田巖死刑囚の救援に向けて [2010.8.24]

8月24日(火)、冤罪事件として名高い袴田巖死刑囚救援議員連盟会長として、袴田さんのお姉さまである秀子さんと共に、袴田死刑囚のいる東京拘置所に面会をしました。

さらにその足で、議連役員の方々とともに千葉法務大臣を訪ね、再度死刑の執行停止を要望してきました。

「袴田さんには精神喪失が認められる」として、刑事訴訟法第479条にもとづいた法務大臣による死刑の執行停止命令の発動を求め、これまで様々な活動を展開してきました。

この間、再三にわたり鑑定書が提出されていたにもかかわらず、法務省はそれを認めようとしませんでした。

そこで、議員連盟の総意として、袴田さんの状況を確認することを踏まえ、法務大臣に対してあらためて死刑の執行停止を求めようと判断し、今回の面会が実現しました。

東京拘置所では、袴田さんと25分間お会いしましたが、やはり通常の会話が成り立つこともなく、私からの問かけにも何等応えられることも無く、袴田さんの夢の中にいる御自身のことについてひたすら話しておられました。死への恐怖が、

袴田さんを別の世界に逃避させてしまったのかもしれない。

その後、担当医とも話をする機会を得ましたが、認知症が進行しているとの話を聞き、愕然としました。

「心神喪失と認知症の境界は？」との問いに対し、「複数の医師による判断が必要であり、前例もない。その判断は裁判所の管轄である」との返答でした。

今年4月に議連を立ち上げ、千葉大臣に死刑の執行の停止を求めたにも係わらず、その後の法務当局の対応の杜撰さにはいささか不満を覚えました。

私は議連役員と共に、千葉大臣に対して、「袴田さんとの会話が成り立たないことや、担当医が認知症と判断したことなどから、人道的な見地からの早期入院措置を取るよう」と要求し、さらに、死刑の執行停止に向けた大臣の決断を強く迫りました。

同時に、法を守り秩序を維持するために、今回の事案のように「多少の誤謬」は仕方なしとする現在の法務行政のありかたは決して許されるものではなく、謙虚に丁寧に一つ一つの事案を検証することなしに法務行政の信頼はありえないことを強く申し入れました。

千葉大臣からは「私の判断で対処してゆく」と前向きな発言を引き出すことができました。一歩前進と思いたいのですが、ここは気を引き締めて今後の推移を見届けたいと思います。



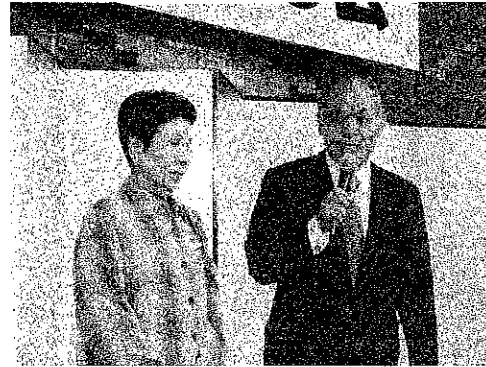
面会後の記者会見で報告する牧野議連会長、左が鈴木宗男議連事務局長、右が姉ひで子さん(牧野議員の HP より)

★鈴木宗男事務局長の実刑判決が確定★

議連設立の立役者であり、国会でも何度となく袴田さんの問題を取り上げてくれていた鈴木宗男事務局長が、あっせん収賄などの罪に問われていた裁判の上告審で最高裁第一小法廷は、9月7日付で上告棄却の決定をしました。その後、その決定を不服とする異議申立ても9月15日に棄却され、懲役2年の実刑判決が確定しました。鈴木事務局長は国会議員の職を失い、今月中にも収監されることになります。

自らの経験から冤罪被害者への支援を積極的に行ってきた鈴木事務局長の戦線離脱は、私たち袴田さん支援者にとっても大きな痛手です。しかし、鈴木事務局長に代わって先日繰り上げ当選し

た浅野貴博衆院議員(新党大地代表代行)も議連への入会を予定しており、新たな戦力となってくれると思いますので、今後の展開に期待しましょう!■



袴田さん支援に尽力してくれた鈴木宗男事務局長

巖さんの「認知症の疑い」について 共同代表:石井信二郎

8月の末に「袴田巖死刑囚救援議員連盟」の牧野聖修衆議院議員が袴田さんに面会できた際、東京拘置所の医務官から袴田さんが認知症の疑いがあるとの報告をうけ、議員会館での記者会見の席上「袴田さんがアルツハイマー病である」と発言をされそれが一部マスメディアに載りました。これは牧野議員の誤解による発言で、袴田さんがアルツハイマー病であるとの事実は現在も拘置所側からの報告はされていません。ただし2009年の3月に認知症の周辺症状を疑わせる「異食行為」があったとの報告はありました。そのおりCT検査(MRIは不明)が行われています。その後の経過観察の内容はまだ明らかにはなっていませんが、今年に入って面会拒否の回数が増えている事を考えると、認知症の進行も可能性として有り得ることと心配されます。

さてここで問題となるのは、もし袴田さんが認知症(廃用性認知症、脳血管性認知症、アルツハイマー病、ピック病、レビー小体病などの何れかに関わらず)に罹患したとなれば、もはや死刑という刑罰を下す事も、拘留を続けることも意味が無いと考えられることでしょうか。これは袴田さんに限らず全ての受刑者、確定死刑囚に当てはまる事だと思います。現在の医療では認知症を治す治療法も薬もありません。(周辺症状を緩和する療法や薬は一部有効性がある物は存在しますが)自分が何故服役しているのか、何故死刑に処せられるのかを理解できなくなってしまった人間を獄に繋ぎ続けること、ましてや命を奪うことの無慈悲さは、刑罰を与える側の尊厳を傷つける自殺行為に等しいでしょう。

死刑執行の停止、あるいは自由刑(懲役、禁錮または拘留)の執行停止については刑事訴訟法479条から482条にその規定がありますが、その条件のひとつとして規定されている「心神喪失」の状態というのは、判例によれば「精神の障害により事物の理非善悪を弁識する能力なく、また、この弁識に従って行動する能力なき状態」などと定義されています。型の違いに関係なく明確に認知症と診断された場合は、精神疾患ではないが上記の「心神喪失」の状態と同じであると考えられるのではないのでしょうか。この点についてその他の法律や通達も含めて何らかの規定があるのでしょうか。会報をお届けしている皆さんのなかに多くの法律専門家がいらっしゃると思います。お分かりになる方、あるいはご意見をお持ちの方、是非とも事務局あてにメール、書面などでご投稿ください。■



袴田事件

着衣カラー写真など46点

静岡地裁 検察側、証拠開示 3者協議

旧清水市(静岡市清水区)で1998年、みぞ製薬会社の事務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴え続けている袴田重隆死囚(74)の第2次再審請求をめぐって静岡地裁と静岡地検、弁護団が13日に同地裁で行った3者協議で、検察側が開示した証拠写真や捜査報告書は「袴田死囚が着ていたとされる衣類5点の製造元や販売者の調査」など7項目の計46点に上った。

検察側の証拠開示は、81年の第1次再審請求以降初め、弁護側は26項目の開示を要求していた。改正で公判前整理手続き

が創設され、証拠開示の拡充などが盛り込まれたことを考慮したとみられる。開示されたのは、袴田死囚が犯行当時着用していた、事件発生から1年2カ月後の07年8月にみぞタングの中から発見直後に撮影したとされる5点の着衣のカラー写真や捜査報告書など。

弁護団によると、検察側は「一連統中の管理の内容であり、回答は差し控えない」と述べ、証拠開示の有無も含めて言及を避けた。

支援 再審開始に期待

13日に開かれた袴田重隆死囚(74)の第2次再審請求をめぐって3者協議で、検察側が初めて証拠の一部を開示したことを歓迎する。静岡地裁に提出した。同会によれば、犯

協賛終了後に会見した小川秀世弁護士は「捜査して、新たな主張の取っ掛かりにしたい」と詳細を語り、着衣が入れられていたみぞタングの期待を高める一方、3人分の署名を添え、静岡地裁に提出した。



開示された資料を記者会見で示す弁護団
——静岡市清水区の奥井謙士会館

再審制度 えんきる、再審請求の期間やわしきは被告の利益に即ち制限はない。刑事訴訟法の「証拠をあたったに発見した」とき「規定」から請求されることが多い。最高裁は1975年の「白鳥決定」で「疑

のサイズを検証するよう静岡地裁に上申した。弁護側が「みぞタングから発見されたスポンは小さすぎてはなかった」と主張しているためとみられる。

弁護団は今後、カラー写真で明らかになった着衣に付着したみぞを血液による染みの具合を調べ、次回12月6日に開催予定の5回目の3者協議以降、「着衣が捜査機関によるねつ造であること立証していく」としている。

静岡地裁の森下次郎検事は「一連統中の管理の内容であり、回答は差し控えない」と述べ、証拠開示の有無も含めて言及を避けた。

行着衣とされたら5点の衣類をみぞに漬けて色を落とす実験をしてきた。山崎俊樹事務局長は「証拠が何らかの嗜好で出たものではない」と評価しつつ、「(証拠は)全面的に開示していただきたい」と述べた。

検察側、46点証拠開示

袴田事件 弁護側「有益な資料」

旧清水市(現静岡市清水区)で一家4人が殺された「袴田事件」で死刑が確定した死囚重隆(74)の第2次再審請求をめぐり、静岡地裁と検察、弁護

団による4回目の3者協議が13日開かれた。会見した弁護団によると、検察側が開示を求めた証拠のうち、7項目46点を検察側が新たに開示した。検察側が証拠開示に応じたのは初めて。

弁護団によると、46点のうち写真は18点、犯人が着ていたとされる血の付いたスポンなど5点の衣類について、発見時のカラー写真が含まれ、小川秀世弁護士は「今まで見たことのないもので有益な資料と言え、新たな視点がみつかるのではないかと期待を強くした」と述べた。

地裁が検察側に「ネガは出せないのか」と尋ねたという。この日の協議では、弁護側が捜査時の捜査資料など26項目の証拠開示申し立てを追加。検察側は、犯行時の衣類と袴田死囚のサイズが適合するかどうかについて、新たにヘルツを検証するとの上申書を出した。

次回は12月6日の予定。

袴田弁護団「大きな一歩」

地検が新資料開示「再審には直結せず」

清水市(現・静岡市清水区)で1966年、みそ会社専務一家が殺害された「袴田事件」で死刑判決が確定し、静岡地裁に第2次再審請求中の袴田勲(74)を巡り、静岡地検は13日、袴田死刑囚が犯行時に着用していたとされる衣類の写真など新資料を提示した。これに対し弁護団は、未公開の資料があるとして、引き続き新たな捜査資料を開示するよう求めていく方針だ。

弁護団は第2次再審請求で開示された点について、検察側が開示しなかった「大きな一歩」といった資料の中に袴田死刑囚の無罪を示すものがある。資料が直接再審に結びつくとして、2009年6月と10年5月、9月に計26項目の証拠開示を求めていた。開示された点のうち、13日は、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされる5点の衣類のみを工場から見つ

った捜索時の写真や、衣類に関する捜査報告書などのコピーが検察側から弁護団に手渡された。弁護団によ

ると、検察側は「弁護側の再審申立て書に関連する物しか開示の必要性が無い」と主張したという。新資料には、衣類の発見直後のカラー写真があり、弁護団は会見で「これまで、発見直後のカラー写真は無い」と思っていた。鮮明で血液の付き方などがわかり、開示は大きい」との認識を示した。衣類の発見が、事件から約1年経過していたことからも、弁護団は「捜査機関の遅延」と主張しているが、捏造を示す資料は含まれていなかったという。弁護団は、5点の衣類が入っていたとされるみそタンスの写真や写真のネガが示されなかったことなどについて「開示を求めていく」と話した。また、袴田死刑囚の逮捕当日の自宅捜索の捜査資料など、新たに2項目の資料開示を求める申立書を13日、同地裁に提出した。

次回の3者協議は12月6日。

毎日新聞

静岡 静岡中 2010年(平成22年)9月7日(火) 静岡

袴田事件

検察証拠一部開示へ

弁護団「再審に向け前進」

旧清水市(現静岡市清水区)で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田勲(74)の第2次再審請求をめぐる静岡地裁、静岡地検、弁護団の3者協議で、検察側は13日の次回協議で証拠を一部開示する方針を固めた。3者協議にかかわる複数の関係者が6日、毎日新聞の取材に明らかにした。今回の開示で再審の道が開けるかどうかは不透明だが、証拠開示を求めてきた弁護側は「再審請求事件での証拠開示は全国的な流れで、法務省の姿勢が変わってきたと感じる」との見方を示した。

【山田毅】

昨年7月から始まった3者協議で弁護団は、▽犯行時の着衣とされる5点の衣類が発見された、みそタンスに当時残っていたみその量▽みそ工場の捜索時の写真や報告書など13点の証拠開示を検察側に求めてきた。これに対し検察側は5月の前回協議で「3カ月ほど検討する時間がほしい。任意で開示できるものは開示したい」と述べ、開示の可能性に初めて言及していた。

3者協議の関係者は「これまで検察側は一切証拠の開示に応じていなかった。証拠が開示されれば、内容から捜査当時の工場の様子が明らかになる可能性があり、再審に向けて大きな前進になる」と話した。

よると、検察側は6日、開示予定の証拠一覧を弁護団側に提示した。その際、一覧には当時の捜査報告書のほか、衣類5点の捜査にかかわった警察官、衣類の製造元や販売者の調査などが含まれ、事件当時の工場を撮影した写真なども項目に含まれていたという。

弁護団関係者は「これまで検察側は一切証拠の開示に応じていなかった。証拠が開示されれば、内容から捜査当時の工場の様子が明らかになる可能性があり、再審に向けて大きな前進になる」と話した。

牧野衆院議員

袴田死刑囚に面会

再度法相に刑執行停止要請



千葉法相(左)に袴田死刑囚の刑の執行停止を改めて申し入れる議員連盟の牧野氏(右)と面会する。24日、東京・霞が関の法務省で。

旧清水市(現静岡市清水区)で1966年、家族4人が殺害された「袴田事件」の袴田重死刑囚(74)に、民主系の牧野聖修氏(衆院静岡1区)が24日面会した。牧野氏は、1審公判から無実を訴えている袴田死刑囚を支援する超党派の議員連盟会長で、今年4月の議連結成後、初めて面会した。牧野氏はその後、千葉法相に刑の執行停止を求め、法相は「自分の任期中に、自分で結論を出す」と述べた。(山田毅)

袴田死刑囚は最高裁で08年3月、再審請求が棄却された。姉の秀子さん(77)は翌月、第2次再審請求し、現在、袴田死刑囚の弁護団、静岡地裁静岡地検がこの請求をめくり3審に上訴した。同日の面会には東京・小倉の東京拘置所で約25分間、行われた。出席した秀子さ

んの説明では、袴田死刑囚は落ちて着ていたというが、会話は成り立たず、一方的に話すばかりだったという。牧野氏によると、拘留所の担当医は袴田死刑囚について「アルツハイマー病が進行して

袴田死刑囚 本人は心神喪失状態

法相に申し入れ 牧野会長ら面会



袴田重死刑囚との面会の様子などについて会見する(左から)鈴木宗男・救護議員連盟事務局長、牧野聖修・救護議員連盟会長、袴田死刑囚の姉の秀子さん、西嶋勝彦弁護士団長＝東京都千代田区永田町で

静岡市で一九六六年、一家四人が殺害された袴田事件で、袴田重死刑囚(74)を支援する国会議員連盟の牧野聖修会長は二十四日、東京拘置所で袴田死刑囚と面会した。その後、本人が心神喪失状態にあることが確認できたとして、刑の執行停止などを千葉法相に申し入れた。千葉法相は任期中に是非の判断を下す考えを示した。面会は法務省で約25分間、行われた。出席した秀子さん、西嶋勝彦弁護士団長、救護議員連盟事務局長の鈴木宗男、救護議員連盟会長の牧野聖修、救護議員連盟事務局長の西嶋勝彦らと面会した。面会では、千葉法相は「自分の任期中に、自分で結論を出す」と述べた。千葉法相は「自分の任期中に、自分で結論を出す」と述べた。千葉法相は「自分の任期中に、自分で結論を出す」と述べた。

員を一人に限ることで許可された。牧野氏によると、面会は約二十五分。袴田死刑囚は「悪いやつは悪い」といって、食べられないなど話さなかった。その後、担当医とも面会し「アルツハイマー病が進行している」との説明を受けた。支援団体は「法の執行を停止する」との訴えを出した。支援団体は「法の執行を停止する」との訴えを出した。支援団体は「法の執行を停止する」との訴えを出した。

(森本智之)

2010年(平成22年)8月25日(水曜日)

中 日 報 新 聞

静岡 13S 2010年(平成22年)8月25日(水曜日)

袴田死刑囚に議員面会

牧野聖修氏ら「心神喪失、死刑停止を」



「袴田事件」で死刑が確定し、静岡地裁に第2次再審請求を行っている袴田死刑囚(74)を支援する超党派議員連盟の代表者ら、24日、袴田死刑囚の

袴田死刑囚の死刑執行停止を求める要望書を千葉法相(左)に提出する牧野会長(左から2人目)＝24日、法務省で

姉の秀子さん(71)とともに東京拘置所を訪れ、袴田死刑囚と面会した。
この後、牧野会長と議連の鈴木宗男事務局長(新党大地代表)らが法務省で千葉法相と会い、「袴田死刑囚は心神喪失状態。人道上の見地からも死刑の執行を即刻停止すべきだ」との要望書を提出した。提出後に記者会見した牧野会長によると、千葉法相は「自分がきちんと精査し、死刑執行を停止するかどうかを任期中に必ず判断する」と答えたという。
袴田死刑囚の様子について、牧野会長は「会話が最後までかみ合わず、心神喪失などの確信を持った。法相の権限で一刻も早く死刑執行を停止してほしい」と語った。

平成22年(2010年)8月25日(水曜日)

盟連議員援救囚刊



袴田死刑囚との面会について会見で報告する牧野氏(左から2人目)＝国会内

袴田死刑囚と面会

民主・牧野氏法相に刑停止再要請

旧清水市(現静岡市清水区)で1966年、一家4人が殺害された「袴田死刑囚(74)を支援する超党派議員連盟」の牧野聖修会長(衆院静岡1区)は24日、東京拘置所で袴田死刑囚と面会した。4月の議連発足後、メンバーの面会が実現したのは初めて。

牧野氏は「会話がかわみ合わず心神喪失状態だと確信した」として面会後、千葉法相に「心神喪失状態を踏まえ、刑執行を停止し、適切な治療を受けさせるようあらためて要請。法相は再度精査した上で、自身の任中に結論を出したい考えを示した」という。国会内で記者会見した牧野氏によると、面会時間は約25分。袴田死刑囚の姉秀子さん(71)と2人で会い体調について聞いたが、袴田死刑囚は一方的に現実離れした話を述べていた。担当医は現状について「アルツハイマー病が進行している」と説明したという。

2010年(平成22年)8月25日 水曜日

死刑執行停止 法相に要望書

牧野聖修議員ら
旧清水市(静岡市清水区)で一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑判決が確定

した袴田死刑囚(74)の第2次再審請求中の救援を目的とする議員連盟の3人が24日、千葉貴子法相に死刑の執行停止を求める要望書を手渡した。要望書提出は今年5月に続いて2回目。
会長の牧野聖修衆院議員がこの日、東京拘置所で面会。その際、会話がかわみ合わないなど認知症とみられる症状があったという。牧野氏らの要望に対し、法相は「任期中に精査し、結論を出したい」と答えたという。



救援会が静岡地裁に署名提出

共同代表 福田勇人

現在各地の支援団体はそれぞれ署名活動を行なっています。先月7日(火)には、「無実の死刑囚・元プロボクサー袴田巖さんを救う会」の門間正輝代表らが、静岡地裁に以下の請願書を提出しました。

請願書

静岡地方裁判所刑事部
裁判長 原田保孝 様

貴裁判所において審理中の平成二〇年(た)第一号再審請求事件について、死刑囚・袴田巖の再審を速やかに開始されるよう、国会議員、国際署名を含む六、二八一名の署名及び熊本典道の陳述書を添えた上申書とともに請願致します。

二〇一〇年九月七日

請求代理人・顧問弁護士
第二東京弁護士会所属
菊田幸一

同会の署名活動は1993年に始められ、今回提出した署名も含め、これまで提出した署名は合計72,795筆を数えます。今後も同会は、袴田さんが求めていた10万人署名を実現するため、署名活動を継続する予定ですので、まだ署名をされていない方はご協力下さい。署名用紙は同会のホームページからダウンロードすることができます。
(<http://www.h3.dion.ne.jp/~hakamada/index.html>)

また、9月13日には、三者協議に先立つ午前10時から、「袴田巖さんを救う清水・

平成22年(2010年)9月8日(水曜日)

静岡 静岡 静岡 静岡



熊本元裁判官(右)と袴田元死刑囚の姉の秀子さん(左)と熊本元裁判官

再審求め署名提出

熊本元裁判官の上申書も

旧清水市(現静岡市清水区)で1966年6月、みぞ製薬会社の事務一家4人が殺害された「袴田再審開始を求めて6281人分の署名を静岡地裁に提出した。これまでに寄せられた署名は累計で約7万3千人分になった。

提出後に会見した袴田死刑囚の姉秀子さん(71)は「面会に行くと弟は『今御殿を造っている』などと話して、最近は何も話さずひたすら黙っている。13日に開かれる(静岡地裁 静岡地裁)再審開始を求めて静岡地裁に添えた上申書も、検・弁護団の3者協議で何か良いことがないか署名に添えて提出した。

待つかない」と話した。支援者らは、68年9月の一審判決を担当し、89年後の2007年になって審理の過程で無罪を主張したことを明らかにした。熊本元裁判官(73)が再審開始を求めて静岡地裁に添えた上申書も、署名に添えて提出した。

上申書には「ほかの裁判官を説得できず、死刑判決を書かざるをえなかった。この42年間、有罪判決を書いた責を負った。袴田さんのため、少しでもわたしたちがやるべきことがあるはずだ。(袴田死刑囚)が死なないうちに、自分のこととして考えてみてほしい」と支援者を呼び掛けた。

会見した熊本元裁判官は「(死刑判決から)四十数年を経てもさかんに『なご』になるとは思わなかった。常識のある人間なら、イエスカットが分かるはずだ。(袴田死刑囚)の境遇を、自分のこととして考えてみてほしい」と支援者を呼び掛けた。

静岡市民の会」の榎田代表らと「浜松・袴田巖さんを救う会」の渥美会長らが合同で静岡地裁に要請行動を行ないました。清水救援会は早期再審開始などを求める約200筆の署名と要請書(次ページ参照)を、浜松救援会も同様の署名約1000筆を提出しています。こちらからも皆さん是非ご協力下さい! ■

2010年9月13日

静岡地方裁判所
原田 保孝 裁判長 殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会



貴職もおそらく新聞報道などでご存じだと思いますが、先月24日、牧野聖修代議士が東京拘置所で袴田巖さんと面会しました。その際拘置所側が明らかにしたことは、袴田巖さんが認知症を発病していること。また、糖尿病や高血圧症も併発していることとのことでした。袴田さんの健康状態を考えると一刻も早い再審開始の決定が求められているのは明らかなと思います。

今回、私たちが貴裁判所に署名を提出するのは、5回目になります。今回提出する署名もまた、私たちが毎月のように、この事件の疑問点を、街行く市民に訴え、その際寄せられた署名がほとんどです。本日、それらの袴田巖さんの再審開始を求める署名 200 筆を提出します。

すでに弁護団が新証拠として、貴裁判所に提出している、いわゆる味噌漬け実験を私たちはこの間精力的に続けています。その際得た結論は、どんな実験方法であろうと、人間の血液を付着した衣類は、1年2ヶ月間味噌に漬けておくと味噌色に染まり、血液はほとんど黒色になるということです。

血液が付着した衣類の色変化など専門的に研究している研究者など、この日本にいるはずもありません。したがって、この味噌漬け衣類の色変化、付着血液の色変化は、私たちこそが最高の研究者だと自負しております。その経験と実績から得た結論として、1967年8月31日に、こがね味噌工場第一タンクから発見された衣類は、味噌色の染まり具合、血液の色変化から、その発見の数時間前もしくは数日前に何者かが、工作したとしか考えられません。

そのように考えると、ズボンがはけない理由も、検察官が突然冒頭陳述を変更する理由も、手袋とバンドを発見しに自宅捜索に行った警察官が、ズボンの共布をすんなり発見する理由も、すべてつじつまが合うのです。

本日、袴田巖さんの再審請求についての第4回目の三者協議が開かれると聞いております。これに関連し、以下に記述する内容を、貴職に要請致します。

要 請 書

1. 新証拠について真摯な検証を求めます。

最高裁判所は、衣類が長期間味噌に漬かっていたことは明らかだと決めつけています。何が根拠なのでしょう？

私たちは実際の事件に合わせ、6月から翌年の8月まで、季節に合わせ、味噌の中に衣類を漬けて実験をしました。

白色メリヤスの半袖シャツや白色さらし生地ステテコは、赤みそ色に染まり、付着させていた血液は真っ黒、に変色し、とても「一目で血液だとわかった(発見時の証言)」状態ではありませんでした。

また、青色ブリーフや緑色ハンカチ(いずれもパイル地)も、赤みそ色に染まり、元の色はとても分からないのです。

「味噌の中から出てきた緑色のパンツは、袴田しかはいていなかった(発見時の証言)」との証言とも全く矛盾します。

私たちの得た結論は、どんな衣類も、1年2ヶ月味噌の中に漬かっていたら、味噌の色とほとんど同じになる、ということです。

証拠とされている衣類は、長期間のみそ漬けでは出来ないことが明らかなのです。

2. 未開示証拠の開示命令と弁護団の求める証人を調べて下さい。

開示されていない証拠の中には袴田さんの無実につながる物があるはずです。弁護団の求めに応じて、証拠開示をするよう検察官に命令して下さい。

また、ズボンの共布を発見した警察官は、味噌漬けのズボンを見たこともなく、どうして同一ズボンだと人目田分かったのでしょうか？ 私たちの市民感覚では理解できません。証人として徹底的に調べて下さい。

3. 誰しもが納得出来る判断を求めます。

弁護団が五点の衣類の血痕付着状況が不自然だと指摘すれば、「犯行時にズボンを脱いだ可能性も否定できない」とか、およそ常識では考えられない不自然な裁判官独特の「想像」を東京高裁ではしています。

一方最高裁では上述したように「五点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって」と、決めつけています。

裁判官の「想像」とか「根拠のない決めつけ」で死刑判決を下すことは許されずです。

4. 1日も早い再審開始・無罪判決を求めます。

袴田巖さんはすでに74歳。誰しも「いのち」には限りがあり、袴田さんも例外ではありません。

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に基づき、速やかな審理の進行と1日も早い再審開始・無罪判決を求めます。

以上

連絡先：静岡市清水区石川本町16-18



面会報告

共同代表 福田勇人

2010年8月4日(水)

袴田ひで子さん、浜松救援会の寺澤さんの2名で面会申込み。寺澤さんは拘置所決定で面会不許可。ひで子さんについても、袴田さん本人が「出て行かない」とのことで面会拒否。その後、拘置所外部交通区長らがひで子さんを呼び出し、担当医務官から袴田さんの健康状態について説明を受ける。この時、前年3月に袴田さんが自分の便を食べる「異食行為」があったことが報告され、認知症が進行している可能性を示唆。

2010年8月18日(水)

ボクシング協会新田さん・スポーツライターの渋谷さん・福田の3名で12:50頃一般面会受付。面会整理表10階100番。渋谷さんと福田はいつもどおり拘置所決定で面会不許可。13:20頃新田さんが拘置所職員から「本人が会いたくないと言っている」と言われ面会できず。

2010年8月24日(火)

袴田救援議連の牧野聖修会長とひで子さんが袴田さんと面会(詳細は議連ニュース参照)。

2010年9月22日(水)

ボクシング協会新田さんと福田の2名で13:00頃一般面会受付。面会整理表10階130番。福田は例によって拘置所決定で面会不許可。13:50過ぎまで待たされた後、新田さんが拘置所職員から「本人が会う必要がないと言っている」と告げられ面会できず。

長時間待たされたことについて福田が「出てくるように説得してくれていたんですか」と尋ねたところ、「入浴時間とぶつかった」との回答。ボクシング雑誌2誌とお花を差し入れて帰る。

2010年9月28日(火)

午前中、弁護団の角替弁護士が面会を試みましたが、袴田さんが会いたくないとのことで面会拒否。

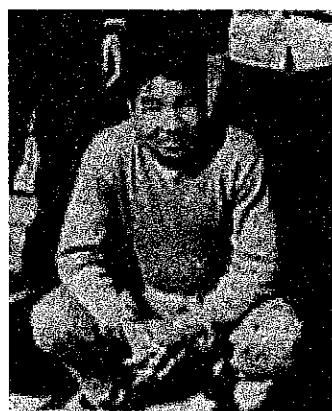
2010年10月1日(金)

弁護団の戸館弁護士が面会を試みましたが、袴田さんが「辞退してくれ」と言っているとのことで面会拒否。

2010年10月4日(月)

午前中、ひで子さんと浜松救援会の木村さん、笠井さんの3人で面会申し込みを行いました。木村さんと笠井さんは拘置所が面会を許可しなかったため、代わりに清水救援会の山崎さんが申し込みました。しかし、この日も袴田さんが「辞退してくれ」と言っているとのことで面会できませんでした。

8月24日に牧野議員とひで子さんが面会できましたが、その他はいずれも袴田さんが面会を拒否しています。24日の面会実現も、国会議員による面会ということで拘置所側に相応の配慮があったものと思われ、実質的には7月14日を最後に3か月近く、袴田さんとの面会ができていません。■





冤罪根絶には全面証拠開示が不可欠だ

共同代表 福田勇人

先月13日に静岡地裁で行われた第4回三者協議で、これまで開示されることのなかった未提出証拠29点が検察側から漸く開示された。「袴田事件」では第1次再審請求審から弁護団が検察や裁判所に再三要求してきたにもかかわらず、実現する気配すらなかった証拠開示が、ここへ来て一部ではあるが実現した意義は大きい。と言うのも、過去に起きた、あるいは現在進行形の冤罪事件の多くで、証拠開示によって掘り出された証拠が再審・無罪の獲得に決定的な役割を果たしてきたからだ。

連日紙面を賑わせている郵便不正事件で村木氏に無罪判決が出されたのも、弁護側の証拠開示請求によって、改竄前のデータが記載された捜査報告書が検察から開示されたことが大きかった。仮にこの報告書が開示されていなければ、偽造証明書の作成日時について検察の描くストーリーと矛盾する事実の存在に村木氏が気付くことはそれほど簡単ではなかっただろう。

このように郵便不正事件でも証拠開示が冤罪立証への突破口となった。ところが検察の捜査手法を声高に批判する政治家やマスコミは、改善の具体策として「取調べの全面可視化」の実現を力説する。もちろん取調べの可視化は冤罪防止に有効だ。柳田新法相が「来年6月をメドに中間報告を出す」と会見で述べたそうだが、そんな悠長なことを言っている場合ではない。遅くとも来年の通常国会で法案を成立させてもらわないと困る。

しかし、残念ながら取調べの全面可視化が実現したとしても、袴田さんにとってはほとんどメリットがない。昭和41年当時に遡って清水警察署の取調室の様子をビデオ撮影することは不可能だ。取調べの可視化では既に起きてしまった冤罪事件の被害者を救済することはできない。冤罪根絶のためには証拠の全面開示が極めて重要なのである。

刑事訴訟法第317条には「事実の認定は、証

拠による。」とある。刑事裁判の核心は事実認定であり、過去に発生した歴史的事実を証拠によってできる限り再現しようとする作業が刑事裁判であるとも言える。何らかの事実を正確に把握しようと思えば、それに関連するできるだけ多くの良質な情報を得た上で、様々な視点から比較検討することが不可欠だ。刑事裁判においては、その情報が証拠にあたる。ゆえに関連証拠の数が多いほど正確な事実認定には都合がいい。だからこの世の全ての事象を把握している神であれば、事実認定において誤る心配は全くない。しかし、悲しいかな人間は神ではない。情報の収集には物理的・時間的・経済的に制約がある。収集方法が適法でなければならないことも言うまでもない。そうした制約の中で可能な限り多くの情報を得て、いかに誤りなく事実を認定するか、それが刑事裁判に携わる者に求められる姿勢であり、それが可能になる仕組みを作ることが、立法府とそこに代表を送り込む我々有権者の責務だろう。裁判の迅速化を盾に事実認定を適当に切り上げることは厳に慎まなければならない。杜撰な事実認定を放置したツケは必ず我々に回ってくると思ったほうがいい。

だとすれば、多額の税金や強制力まで用いて、いやしくも適法に捜査機関が収集した証拠を全面的に開示しない理由はない。それに反対する人の主張からは、少なくとも真摯に事実認定に向き合おうとする姿勢は感じられない。収集証拠は正義を実現するための公共財であるとの認識にも欠如している。

また、関係者の名誉やプライバシーを侵害する恐れがあることを理由に全面開示に反対する主張も受け入れがたい。そのような予防的規制を認めれば、証拠の全面開示で不都合の生じる捜査機関が、開示証拠の選別で恣意的な判断をすることは目に見えている。

そして、証拠開示は、導入するにあたって特別

な機材購入の必要もなく、取調べの全面可視化よりも間違いなく経済的である。また、捜査機関がこれまで積み上げてきた取調べのノウハウを根本から見直す必要に迫られるであろう取調べの可視化に比べれば、捜査現場の混乱は格段に少なくて済む。さらに、捜査機関による証拠隠しができなくなることで、それを良しとしない良心的な捜査官の心理的負担も軽減される。加えて、殺人などの公訴時効が廃止されたことを踏まえれば、被疑者の逮捕までに相当の期間を要したような事件では、発生当時に収集した証拠の重要性は一層高まる。そうした事件では、冤罪防止のための証拠開示が必須とも言えるだろう。

このように、証拠の全面開示は冤罪を生まない公平・公正な刑事裁判の実現のために、すぐにでも実現可能な最も効果的な手段である。組織に対する信頼が根底から揺らいでいる今こそ、検察は捜査全体の透明性を確保し信頼を回復する意味でも証拠の全面開示に自ら積極的に取り組むべきだ。そして裁判所も、検察がそれに消極的な場合には、開示勧告や開示命令を出し、全面証拠開示への道筋を付けるべきだ。■


佐々木隆雄会長のご好意で、試合の合間に袴田巖さんの支援アピールをさせていただきました。「袴田事件」を多くの人に知ってもらおうと、このような機会を作っていただき、佐々木会長には改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

佐々木会長は、現在ほど袴田事件が世の中に知られる前から、長きに渡り、一貫して袴田巖さんの無実を訴えてこられた方です。一途で一貫した姿勢とその思いに、袴田巖さんの支援をしている者として敬意を表すと共に、お礼を述べさせてもらい、共に袴田巖さんの無実を晴らすべく頑張る事を述べさせてもらいました。

また、ぼくたちの裁判所や検察が、間違った時は間違ったと認め、正しい方向に軌道修正ができる場所であって欲しいと訴えました。

人前でスピーチ、ましてリングの上で上がる緊張と責任感が一緒になって、準備してたようには話せませんでした。リングサイドから「がんばれ！」との声援をいただき、なんとかアピールができました。

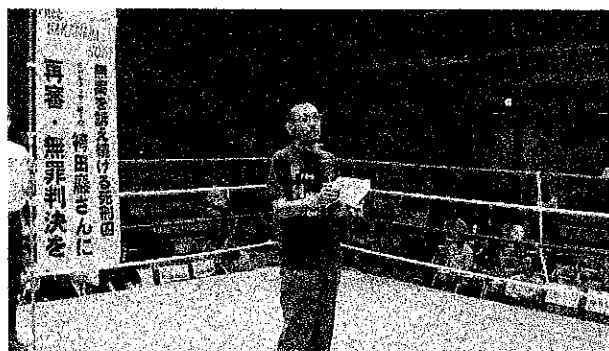
裏方で準備とセッティングをしてくださった舟木さん、ありがとうございました。■



**真闘ジム興行で
アピールしました。**

共同代表 校條 実

9月22日(水)、後楽園ホールにて、トクホン真闘ジムのボクシング興行「トクホンダッシュエアロ第2弾」では、興行の主催者で長年袴田さん支援に尽力されてきたトクホン真闘ジムの



リング上でアピールさせていただきました。



**富山冤罪国賠裁判
傍聴**

荒井

第6回口頭弁論を傍聴してきました。

柳原さんは、2009年5月、147名の大弁護士団の支援を受け、富山地裁に国賠を提訴し、国、富山県、そして公訴提起などを行なった、松井副検事、捜査官の長能善揚警部補を被告として訴えています。裁判では、警察、検察の捜査の全証拠の開示を求めています。原告、再審の公判記録と捜査記録の一部が開示されましたが、大部分が黒塗りです。(支える会より抜粋)

9月9日11時、富山地裁民事部にて、口頭弁論開始、傍聴定員(34席)、志布志事件「踏み字」国賠(勝訴確定)の川畑幸夫さんは鹿児島から、山際さんをはじめ「国賠」を中心とした支える会

の人達7人は東京から、そして現地の方達と共に、定員内で傍聴。

弁護団は柳原さんを真中に前後7人、対する被告席は14名、その中には、公務員個人の被告は、公務員個人を被告にすることは失当であるとして出廷はしていないとの事で、県代理人、弁護士、法務省参事等々との事。

口頭弁論

弁護団は送られてきた資料の真黒状態開示、特に捜査指揮等への抗議に対し、被告県は「捜査方法が判明する事で、公共の安全に影響するので提出予定はない」と、しかし合議の後、裁判官は、捜査指揮等の開示を勧告した。(画期的判断)

又、出入簿、診療簿提出予定。

今後の口頭弁論期日：第7回 12月8日、第8回 2月23日■



映画紹介

共同代表・福田勇人

『ショージとタカオ』

構成・撮影・編集：井手洋子

2010年・カラー・158分

現在水戸地裁土浦支部で再審裁判が続けられている布川事件。43年前の1967年10月、桜井昌司さんと杉山卓男さんは冤罪地獄という真っ暗闇に突然放り込まれました。しかし、昨年12月に再審開始が決まってから、二人の見つめる先には「無罪判決」と書かれたゴールテープが眩しく輝いています。そんな二人の足跡を1996年の仮釈放の瞬間から追ってきた井手洋子さんが、14年間撮り貯めた映像をこの度ドキュメンタリー映画に仕上げました。

10月9日に港区勤労福祉会館で行われた完成披露試写会は立ち見が出るほどの盛況ぶり。スクリーンにはユーモア溢れる二人の言動が随所に映し出され会場の笑いを誘います。と同時にその裏側にある苦しみや不安も二人の口から正直に語られ、冤罪被害の深刻さを思い知らされます。それでもこの映画、二人の人となりのお陰で全く暗く



完成披露試写会で挨拶する桜井さん(左)・杉山さん(中央)・井手さん

なりません。二人は絶対にやっていないという確信と、正義は必ず勝つという希望を我々に与えてくれます。

「不運だったけれど決して不幸ではなかった」ショージとタカオの闘いは、歓喜のハッピーエンドに向かっていよいよラストスパートに入りました!

【今後の上映予定】

10月16日(土) 田町交通ビル6階大ホール

(港区芝浦3-2-22・JR山手線田町駅5分)

13時開場 13時30分開場

前売り 1,000円 当日 1,200円

11月23日(火) 茨城県立青少年会館2階ホール

(水戸市緑町1-1-18・JR常磐線水戸駅からバス)

13時開場 13時30分開場

前売り 1,000円 当日 1,200円

【連絡先】ショージとタカオ上映委員会
(03-6273-2324)■

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★

★どうぞカンパにご協力下さい。☆

☆ボーナスカンパ大歓迎!★

郵便振替口座番号：00120-3-410592

口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または

ゆうちょ銀行 〇一九店 (ゼロイチキョウ店)

当座 019-0410592

口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

※「巖」は「巖」でも大丈夫です。

袴田巖再審支援Tシャツ通販サイト (日本プロボクシング協会公認)

<http://www.free-hakamada.com>

がんばれ! Free Hakamada Now!!

支援Tシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。





活動報告

- 8/4 袴田さん面会同行 (小菅・東京拘置所)
- 8/4 齊藤進衆院議員に協力要請 (永田町・衆院議員会館)
- 8/7 浜松救援会支援者と打合せ (新宿・サイゼリヤ)
- 8/18 袴田さんに面会申込 (小菅・東京拘置所)
- 8/21・22 国賠ネット合宿参加 (甲斐大泉・くすの木)
- 8/22 求める会定例会 (巣鴨・村崎法律事務所)
- 8/24 議連牧野会長の面会同行 (小菅・東京拘置所)
- 8/24 議連記者会見参加 (永田町・衆院議員会館)
- 8/25 ボクシング界支援委員会参加 (水道橋・ヴィッキーズ)
- 8/29・30 弁護団合宿参加 (伊豆長岡・井川館)
- 9/12 求める会定例会 (巣鴨・村崎法律事務所)
- 9/13 三者協議記者会見参加 (静岡・弁護士会館)
- 9/13 弁護団会議参加 (静岡・弁護士会館)
- 9/22 袴田さんに面会申込 (小菅・東京拘置所)
- 9/22 トクホン真闘ジム興行で支援アピール (水道橋・後楽園ホール)
- 9/29 ボクシング界支援委員会参加 (水道橋・ヴィッキーズ)
- 10/4 弁護団勉強会参加 (霞が関・弁護士会館)
- 10/4 弁護団会議参加 (霞が関・弁護士会館)
- 10/8 9条フェスタ合同打合せ参加 (永田町・参院議員会館)
- 10/9 死刑廃止フォーラム集会参加 (築地・築地本願寺)
- 10/10 ストップ冤罪市民の会講演会参加 (横須賀・ヴェルクよこすか)



会報をお読みの皆様からのメッセージ (振込み用紙通信欄)を紹介します。

~2010年6月分~2010年9月分~

- Free Hakamada Now!(2010.6 兵庫県加古川市) ●年会費です。直接活動にはなかなか参加できませんが、秀子さん、弁護士さんはじめ皆様の再審への活動に心から応援しています。(2010.6 東京都大田区) ●年会費として。映画「Box」楽しみにしています。(2010.6 宮城県仙台市)
- 袴田さん新田さんの対談よかったです。再審・無罪釈放までがんばりましょう!(2010.6 東京都八王子市) ●私達も「築地署公妨国賠」でがんばって勝利します。皆様もがんばってください。最高裁はおかしいです!(2010.7 東京都新宿区) ●Box 観ました。こんなひどい“でっちあげ”を許してはならない。一日も早く再審を勝ち取りたいですね。(2010.8 静岡県磐田市) ●会報ありがとうございました。カンパです。(2010.8 東京都武蔵村山市)
- 今号の記事を読むと、鈴木宗男議員の失職は痛いですね。(2010.9 東京都町田市)

10/11 『さいしん』35号発送作業 (横浜・かながわ県民センター)

10/11 求める会定例会 (横浜・かながわ県民センター)



活動予定

求める会

- 10/11 求める会定例会 (巣鴨・村崎法律事務所)
- 10/27 袴田さんに面会申込 (小菅・東京拘置所)
- 11/7 求める会定例会 (巣鴨・村崎法律事務所)
- 11/20 9条フェスタ (蒲田・大田区産業プラザ)
- 12/5 『さいしん』36号発送作業 (横浜・かながわ県民センター)

その他の団体

- 10/10 ストップ冤罪市民の会講演会 (横須賀・ヴェルクよこすか)
- 10/15 静岡県社会科教員研修会 (静岡・弁護士会館)
- 10/27 ボクシング界支援委員会 (水道橋・ヴィッキーズ)
- 10/30 自由で独立した裁判官を求める市民の会学習会
- 11/6 日弁連「死刑を考える日」シンポジウム (霞が関・弁護士会館)
- 11/15 弁護団勉強会 (静岡・弁護士会館)
- 11/15 弁護団会議 (静岡・弁護士会館)

編集後記 サッカー日本代表がサッカーの強国で名高いアルゼンチン代表を破った。親善試合とはいえ、いままでの常識ではあり得ない事がついに現実になった。これまでの試行錯誤の積み重ねが奇跡を起こしたといっても過言ではない。日本サッカーが変わろうと前向きにチャレンジしてきた結果だ。さあ、早く日本の司法もサッカーに追いつこう。このところ騒がれている検察の不祥事は、もしかしたら検察が変われるチャンスかもしれない。裁判所はどうだろう。裁判員制度は裁判所が変われるきっかけになるのだろうか。袴田事件は警察、検察、裁判所が変われるチャンスかもしれない。日本サッカーの変化の努力は選手、指導者、協会、サポーターなどの現場の厚い熱意からなされる。現場に変化の熱意がないと変わる事は難しいのだ。司法の現場にその熱意はあるのだろうか。FREE HAKAMADA NOW!!一刻も早く!それにしても夏バテの影響と多忙で体力と脳みそが持たなくなってる…あ、脳みそは元々。お手伝い求む。■ (ペンネーム zan)